

会員等の外務員の登録等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第206条第1項（法第240条の11において準用する場合を含む。）の規定に基づき主務大臣から委任を受けた外務員の登録事務等に関し、必要な事項を定めることにより、外務員の登録制度の適正かつ円滑な運営を図り、もって委託者等の保護に資することを目的とする。

(規律委員会)

第2条 定款第42条第1項第2号の規定に基づき、理事会は、前条の目的を達成するために、その権限の一部を規律委員会（以下「委員会」という。）に委任する。

(外務員の登録等)

第3条 会員及び会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者（以下「会員等」という。）は、その役員又は使用人であって、当該会員等のために、法第200条第1項に規定する行為（法第240条の11において準用する場合を含む。以下「外務員の職務」という。）を行う者（以下「外務員」という。）について、本会に備える外務員登録原簿（以下「登録原簿」という。）に登録を受けなければならない。

- 2 会員等は、前項の規定により登録を受けた外務員（以下「登録外務員」という。）以外の者に外務員の職務を行わせてはならない。
- 3 外務員は、その所属する会員等に代わって、外務員の職務に関し、一切の裁判外の行為を行う権限を有するものとみなす。ただし、相手方が悪意であったときは、この限りではない。
- 4 第1項の登録は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(登録外務員の資格要件等)

第4条 登録外務員となることができる者（外務員の登録の更新を受けることができる者を含む。）は、会員等の役員又は使用人のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者のいずれかに該当する者とする。

(1) 過去において外務員の登録を受けたことがない者の登録申請をする場合

- イ 前条第1項の登録を申請しようとする日前1年以内に、外務員資格試験等規則（以下「試験等規則」という。）に規定する外務員資格試験（以下「試験」という。）に合格した者
- ロ 日本証券業協会の定める協会の外務員の資格、登録等に関する規則（以下「JSDA登録等規則」という。）第4条第1号に規定する一種外務員の資格を有し、同規則第3条第1項に規定する登録を受けている外務員（同規則第18条第1項又は第2項若しくは第5項に規定する資格更新研修を受講しなければならない者にあつては、当該研修を修了している者に限る。以下「一種証券外務員登録を受けている者」という。）であつて、前条第1項の登録を申請しようとする日前1年以内に、試験等規則に規定する外務員資格認定講習（以下「認定講習」という。）の受講を修了した者

(2) 過去において外務員の登録を受けたことがある者の登録申請をする場合

- イ 前条第1項の登録を申請しようとする日前1年以内に、試験に合格した者
- ロ 登録原簿から抹消された日から6年を超えている者（第14条第1項第2号又は第3号の規定により登録を取消された者を除く。）のうち、一種証券外務員登録を受けている者であつて、前条第1項の登録を申請しようとする日前1年以内に、認定講習の受講を修了した者
- ハ 登録原簿から抹消された日から6年以内の者又は登録原簿から抹消された日から6年を超

え、かつ、当該日から継続して当該抹消の申請を行った会員等に所属している者（第14条第1項第2号又は第3号の規定により登録を取消された者を除く。）のうち、前条第1項の登録を申請しようとする日前1年以内に、試験等規則に規定する登録更新講習（以下「更新講習」という。）の受講を修了した者

(3) 登録の更新の申請をする場合

イ 前条第1項の登録を申請しようとする日前1年以内に、試験に合格した者

ロ 前条第1項の登録を申請しようとする日前1年以内に、更新講習の受講を修了した者

(4) 「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則（以下「細則」という。）に定める要件に該当する者

2 会員等は、災害その他のやむを得ない事情により、登録の効力を失うまでの期間に前項第3号又は第4号に定める要件を満たすことが困難であると本会が認めた者のうち、登録の更新を受けた後遅滞なく当該要件を満たすことが可能であると見込まれる者について登録の更新の申請をすることができる。

3 本会は、前項に該当する者であって、登録の更新を受けた後、遅滞なく要件を満たすことができなかった場合においては、第14条第1項第3号に該当するときとして登録を取り消すものとする。

（外務員の職務禁止措置）

第5条 本会は、役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則（以下「指導等規則」という。）

第12条第2項の規定による委員会の審議の結果、外務員又は外務員であった者が指導等規則第5条各号に掲げる行為をしたと認めるときは、これらの者が当該行為をした時に所属していた会員等に対し、これらの者につき5年以内の期間を定めて外務員の職務を禁止する措置（以下「外務員の職務禁止措置」という。）を講ずる。ただし、本会がこれらの者に対して第14条第1項の規定に基づく登録外務員の登録の取消し若しくは職務の停止を命ずるとき、又はこれらの者を指導等規則第16条第1項に規定する不都合行為者とするときは、この限りでない。

2 本会は、指導等規則第12条第2項の規定による委員会の審議の結果、会員等の役員若しくは使用人又は役員若しくは使用人であった者（当該会員等の外務員又は外務員であった者を除く。）が指導等規則第5条各号に掲げる行為をしたと認めるときは、これらの者が当該行為をした時に所属していた会員等に対し、これらの者につき5年以内の期間を定めて外務員の職務禁止措置を講ずる。ただし、本会がこれらの者を指導等規則第16条第1項に規定する不都合行為者とするときは、この限りでない。

（不都合行為者及び外務員の職務禁止措置者の外務員の職務の禁止）

第6条 会員等は、指導等規則第16条第1項の規定により本会が一級不都合行為者とする者に、外務員の職務を行わせてはならない。

2 会員等は、指導等規則第16条第1項の規定により本会が二級不都合行為者とする者に、その決定を受けた日から5年間は、外務員の職務を行わせてはならない。

3 会員等は、前条の規定に基づく本会の措置に従い、措置の対象となる者（以下「外務員の職務禁止措置者」という。）に外務員の職務を行わせてはならない。

（外務員の職務禁止措置者名簿）

第7条 本会は、外務員の職務禁止措置者の名簿（以下「外務員の職務禁止措置者名簿」という。）を備え、当該外務員の職務禁止措置者名簿に外務員の職務禁止措置の氏名、性別、生年月日、当該外務員の職務禁止措置を講ずる原因となった行為の内容、当該外務員の職務禁止措置の内容及び当該外務員の職務禁止措置の決定日その他必要と認める事項を記載する。

(外務員の登録等の申請等)

- 第8条** 第3条第1項の規定による登録又は同条第4項による登録の更新(以下「登録等」という。)を受けようとする会員等は、次に掲げる事項を記載した申請書を本会に提出しなければならない。この場合において、会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者の外務員の登録等の申請については、当該商品先物取引仲介業者に代わり、その所属商品先物取引業者である会員(その所属商品先物取引業者である会員が複数あるときは、代表する会員)が本会に提出するものとする。
- (1) 登録等の申請者の商号又は名称及びその代表者の氏名(商品先物取引仲介業者の外務員の登録等の申請の場合は、当該商品先物取引仲介業者の氏名又は商号若しくは名称(法人にあっては、その代表者の氏名を含む。))
 - (2) 登録等の申請に係る外務員について次に掲げる事項
 - イ 氏名、生年月日、住所
 - ロ 役員又は使用人の別
 - ハ 外務員の職務を行ったことの有無、並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行った期間
 - ニ 商品先物取引仲介業を行ったことの有無及び商品先物取引仲介業を行ったことのある者については、その行った期間
- 2 前項の申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書その他細則に定める書類を添付しなければならない。
- 3 第3条第4項の登録の更新を受けようとする会員等は、第3条第1項の登録の有効期間の満了日の1か月前(その日が本会の休日に当たるときは、直前の本会の営業日)までに登録の更新の申請をしなければならない。
- 4 会員等は、登録等の申請を、電子情報処理組織を利用する方法であって細則で定めるもの(以下「電磁的方法」という。)により行うことができる。ただし、登録等の申請を電磁的方法により申請した場合において、本会から、第2項に規定する書類の原本を提出するよう求められたときは、遅滞なく、当該原本を提出しなければならない。

(登録等手数料)

- 第9条** 会員等は、外務員の登録等を受けようとするときは、商品先物取引法施行令(昭和25年政令第280号)第26条第1項で定める額の手数料として、1人につき1,000円を本会に納付しなければならない。

(登録及び通知)

- 第10条** 本会は、第8条第1項の申請があったときは、第11条第1項の各号のいずれかに該当するときを除き、直ちに、氏名、生年月日、その他細則に定める事項を登録原簿に登録するものとする。
- 2 本会は、前項の規定により登録をした場合は、遅滞なく、書面又は電磁的方法により、その旨を当該外務員に係る登録等の申請書を提出した会員に通知する。

(登録等の拒否)

- 第11条** 本会は、登録等を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録等を拒否するものとする。
- (1) 法第15条第2項第1号イからルまでのいずれかに該当する者
 - (2) 法第204条第1項(法第240条の11において準用する場合を含む。)の規定により外務員の登録

を取り消され、その取消の日から5年を経過していない者

(3) 登録申請者以外の商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者に所属する外務員として登録されている者

(4) 法第240条の2第1項の登録を受けている商品先物取引仲介業者

2 本会は、前項の規定により登録等を拒否しようとするときは、あらかじめその旨を当該外務員に係る登録等の申請書を提出した会員に通知し、申請をした者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるために、意見の聴取を行うものとする。

3 前項の場合において、本会は、意見の聴取をされる者が正当な理由がないのに意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行うことを要しない。

4 本会は、第2項の通知をする場合においては、意見を聴取する事項、場所及び期日を明らかにして通知する。

5 第2項の意見の聴取は公開により行う。ただし、本会が意見の聴取をされる者の業務に関する秘密を保つため必要があると認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

6 本会は、第2項の意見の聴取を行うために必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。

7 本会は、第2項の規定による意見の聴取の結果、登録等を拒否するときは、遅滞なく、書面によりその旨を当該外務員に係る登録等の申請をした会員に通知するものとする。

(登録外務員に関する届出及び登録の変更)

第12条 会員等は、登録外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、所定の届出書により、遅滞なく、その旨を本会に届け出なければならない。この場合において、会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者の外務員の申請については、当該商品先物取引仲介業者に代わり、その所属商品先物取引業者である会員（その所属商品先物取引業者である会員が複数あるときは、代表する会員）が本会に提出するものとする。

(1) 第8条第1項第2号イ又はロに掲げる事項に変更があったとき。

(2) 法第15条第2項第1号イからルまで（同号ニからリまでについては、法に相当する外国の法令の規定又は商品取引所に相当する外国の施設に係る部分に限る。）のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなったとき。

2 本会は、前項第1号の届出につき第8条第1項の登録事項に変更があるときは、登録原簿の当該事項を変更するものとする。

3 第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定により届出を行おうとする会員等は、当該届出に係る外務員に指導等規則第5条に規定する違反等行為がある場合には、当該届出の前に指導等規則第8条第1項又は第22条第1項に規定する違反等行為の届出書及び指導等規則第9条第1項又は第23条第1項に規定する顛末報告書を提出しなければならない。

(合併等に伴う登録の移動)

第13条 本会は、定款第10条に定める会員たる地位の承継があったとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、登録外務員について、登録原簿に記載されているその所属する商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者の商号、名称又は氏名、その他細則に定める事項を変更するものとする。

(1) 商品先物取引業の廃業等に伴う商品先物取引業者間における顧客の建玉の移管に伴い、登録外務員が当該移管先である商品先物取引業者へ出向又は転籍する場合

(2) 商品先物取引業者が商品先物取引業の媒介に係る業務の委託を行うことに伴い、登録外務員が当該委託先である商品先物取引仲介業者へ出向又は転籍する場合

- (3) 商品先物取引仲介業者の廃業等に伴い、登録外務員が、当該商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者へ出向又は転籍する場合

(登録の取消し等)

第14条 本会は、登録外務員について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録を取消し、又は当該登録外務員に対し2年以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

- (1) 法第15条第2項第1号イからルまで（同号ニについては、法第332条第1項及び法第342条第1項の許可の取消しに係る部分並びに法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）のいずれかに該当することとなったとき。
 - (2) 法令に違反したとき、その他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき。
 - (3) その登録が不正の手段によりなされたことを発見したとき。
- 2 本会は、前項の規定に基づいて処分をすることとしたときは、書面により、その旨を当該外務員に係る登録の申請書を提出した会員に通知する。
 - 3 本会は、前項の規定による処分を行おうとする場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告書の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。
 - 4 第1項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行う。ただし、本会が当該処分の名あて人となるべき者の業務に関する秘密を保つため必要があると認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(登録の抹消)

第15条 本会は、次に掲げる場合においては、当該外務員に関する登録を登録原簿から抹消する。

- (1) 前条第1項の規定により外務員の登録を取り消したとき。
- (2) 外務員の所属する会員が解散し、若しくは商品先物取引業を廃止したとき又は会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者が死亡し、解散し、若しくは商品先物取引仲介業を廃止したとき。
- (3) 退職その他の理由により、外務員の職務を行わないこととなった事実が確認されたとき。
- (4) 外務員の登録の効力を失ったとき。

(外務員の登録の拒否等に係る法令との関係)

第16条 この規則に定めるもののほか、外務員の登録等の拒否及び外務員の登録の取消し等については、行政手続法（平成5年法律第88号）及び商品先物取引法に基づく不利益処分に係る聴聞手続規則（平成6年農林水産省・通商産業省令第4号）に準じて実施するものとする。

附 則

- 1 この規則は、定款変更の施行の日（平成11年4月1日）から施行する。
- 2 この規則の施行日前において、改正前の法第91条の2第1項の規定により商品取引所において外務員の登録を受けている者は、この規則により外務員の登録を受けたものとみなす。
- 3 前項の規定により登録を受けたものとみなされる外務員についての第6条第2項の規定の適用については、当該外務員が最後に登録を受けた日を第6条第1項の登録を受けた日とみなす。
- 4 本会の改組前である社団法人日本商品取引員協会が不都合行為者として決定した者については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成11年11月10日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第4条第2号、第3号、第4号及び第14条第1項を改正。

附 則

この改正は、平成13年1月24日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第4条第3号及び第14条第1項第4号を改正。

附 則

この改正は、平成14年11月13日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第4条第7号、第7条第1項第2号、同条第2項及び第12条第3項を改正。第7条第1項第3号を新設。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 第1条、第3条、第4条第1号、第2号、第8号、第5条第2号イ、第6条、第7条第1項本文、第2号ロ、第3項、第5項、第11条第1項本文、第13条第1項本文、第1号、第4項、第14条第1項本文、第15条本文、第2号、第17条を改正。
- (2) 第5条第2号ニ、第7条第2号ホ、第7条第4項、及び第13条第3項を削除し、第5条第2号ホをニ、第7条第2号へをホ、第7条第5項を第4項、及び第13条第4項を第3項に繰り上げ。
- (3) 第10条を削除し、第11条から第17条を第10条から第16条に繰り上げ。

附 則

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第4条第3号及び第13条第1項第4号を改正。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 第1条、第3条、第4条本文、第3号、第5号、第6号、第8号、第9号、第10号、第5条本文、第1号、第2号イニ、第3号、第6条第1項、第7条第1項本文、第1号、第2号ロホ、第3号、第2項、第4項、第8条、第9条、第12条第1項本文、第1号、第2号、第2項、第13条第1項第4号、第2項、第3項、第14条第2号、第16条を改正。
- (2) 第5条第1項第2号ロ、第7条第1項第2号ハ、第11条、及び第12条第3項を削除し、順次繰り上げ。
- (3) 第5条第1項第2号ニ、第7条第1項第2号ホ、第16条を新設。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第11条の2を新設。

附 則

1 この改正は、平成27年6月1日から施行する。

2 この改正の施行日前に改正前の指導等規則第15条第4項に基づき登録の拒否の処分を受けた者については、改正前の会員等の外務員の登録等に関する規則第4条の規定は、なおその効力を有する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 第2条、第3条、第4条、第5条第1項第2号ハ、第7条第1項第2号ニ、第10条、第11条、第12条、第13条第3号を改正。
- (2) 第4条第1号から第7号を削除し、順次繰り上げ。第12条第1項第4号及び第3項を削除。
- (3) 第4条の2、第4条の3、第4条の4、第10条第1項第3号から第5号、第11条第3項を新設。

附 則

この改正は、令和4年8月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第4条第1号、第2号、第3号及び第4号を改正。

附 則

この改正は、令和5年9月21日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第2条及び第4条の2第1項を改正。

附 則

この改正は、令和5年12月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第4条第4号を改正。

附 則

この改正は、令和6年6月28日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

令和5年12月1日施行の附則を改正。

附 則

1. この改正は、改正の日（令和7年9月30日）から起算して6月を超えない範囲において本会の定める日から施行する。
2. この改正の施行の日（以下「施行日」という。）以前に改正前の規則（以下「旧規則」という。）第3条第1項の規定により登録を受けている外務員については、改正後の規則（以下「新規則」という。）第3条第4項に規定する期間は、旧規則による登録（登録の更新を含む。以下同じ。）の日から起算するものとする。
3. 施行日以前に旧規則に基づいて行われた登録等の申請については、新規則に基づいて取り扱うものとする。
4. 施行前に旧規則の規定に基づいて行われた処分等であって、新規則にこれに相当する規定があるものは、当該処分等は新規則の規定に基づいて行われたものとみなす。
5. 2から4までに定めるもののほか、新規則の施行に関し必要な措置は、本会会長が定めることができるものとする。ただし、当該措置を定めた場合には、速やかに理事会に報告するものとする。

(注1) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 第1条、第2条を改正。
- (2) 第3条の見出し及び第1項を改正、第4項を新設。
- (3) 第4条の見出し、柱書きを第1項として改正、第1号イ及びロを新設、旧第2号を削り、旧第3号を第2号に繰り上げて改正、第2号イからハを新設、旧第4号を第3号に繰り上げて改正、第3号イ及びロを改正、第4号、第2項及び第3項を新設。
- (4) 旧第4条の2を第5条に繰り下げ、第1項及び第2項を改正。
- (5) 旧第4条の3を第6条に繰り下げ、第1項から第3項を改正。
- (6) 旧第4条の4を第7条に繰り下げ。
- (7) 旧第5条を第8条に繰り下げ、見出し、第1項柱書き及び第1号、第2号柱書き及びハを改正、第3号を削り、第2項を改正、第3項及び第4項を新設。旧第5条第3項を第9条に繰り下げて改正、見出しを新設。
- (8) 旧第6条を第10条に繰り下げ、見出し及び第1項を改正、旧第2項を削り、第2項を新設。
- (9) 旧第7条から第9条を削る。
- (10) 旧第10条を第11条に繰り下げ、見出し、第1項柱書き及び第1号を改正、旧第2号を削り、旧第3号から旧第5号を第2号から第4号に繰り上げて改正、第2項を改正、旧第3項を第7項に繰り下げて改正、第3項から第6項を新設。
- (11) 旧第11条を第12条に繰り下げ、第1項柱書きを改正、旧第1号を第2号に繰り下げて改正、第1号を新設、旧第2号及び旧4号を削り、第2項及び第3項を改正。

- (12) 旧第11条の2を第13条に繰り下げ、第1号から第3号を改正。
- (13) 旧第12条を第14条に繰り下げ、第1項第1号及び第2項を改正、第3項及び第4項を新設。
- (14) 旧第13条を第15条に繰り下げ、柱書き及び第2号から第4号を改正。
- (15) 旧第14条から旧第16条を削り、第16条を新設。

(注2) 附則1. の本会の定める日は、令和8年1月23日開催の第211回理事会の決定により、令和8年3月11日とされた。

「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則

(目 的)

第1条 この細則は、「会員等の外務員の登録等に関する規則」(以下「規則」という。)の施行に際し、必要な事項を定める。

(登録外務員の資格要件等の特例)

第2条 規則第4条第1項第4号の「「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則(以下「細則」という。)に定める要件に該当する者」は、次の各号に定めるいずれかに該当する者とする。

- (1) 商品先物取引法施行令(昭和25年政令第280号。以下「政令」という。)第2条に規定された行為を行う者及び商品先物取引法施行規則(平成17年農林水産省・経済産業省令第3号)第1条に規定された者を対象として、商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第2条第15項に規定する商品デリバティブ取引に係る業務に従事した期間が3年以上の者で、かつ過去において外務員の登録を受けたことがない者であつて、規則第3条第1項の登録を申請しようとする日前1年以内に、別に定める取扱要領で定めるところにより、本会が特に認めた者
- (2) 外国の法令上前号に掲げる者に相当する者で、かつ過去において外務員登録を受けたことがない者であつて、規則第3条第1項の登録を申請しようとする日前1年以内に、別に定める取扱要領で定めるところにより、本会が特に認めた者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、次に掲げるいずれかに該当し、地位、経験等からみて外務行為を行わせることが適当であるとして、本会が特に認めた者

イ 過去において外務員の登録を受けたことがない者又は過去において外務員の登録を受けたことがある者(規則第14条第1項第2号又は第3号の規定により登録を取消された者を除く。)のうち、登録原簿から抹消された日から6年を超えている者の登録申請をする場合は、規則第3条第1項の登録を申請しようとする日前1年以内に、別に定める取扱要領で定めるところにより、本会の承認を得て会員等が自ら行う社内研修(以下「社内研修」という。)の受講を修了した者

ロ 過去において外務員の登録を受けたことがある者のうち、登録原簿から抹消された日から6年以内の者又は登録原簿から抹消された日から6年を超え、かつ、当該日から継続して当該抹消の申請を行った会員等に所属している者(規則第14条第1項第2号又は第3号の規定により登録を取消された者を除く。)の登録申請をする場合は、規則第3条第1項の登録を申請しようとする日前1年以内に、別に定める取扱要領で定めるところにより、社内研修の受講を修了した者

ハ 登録の更新の申請をする場合、規則第3条第1項の登録を申請しようとする日前1年以内に、別に定める取扱要領で定めるところにより、社内研修の受講を修了した者

- 2 本会は、前項第3号に規定する社内研修を実施した会員等に対し、その結果を報告させることができるものとする。

(登録申請書の添付書類)

第3条 規則第8条第2項の「細則に定める書類」は、次に掲げるものとする。

- (1) 登録を受けようとする外務員に係る住民票の写し又はこれに代わる書面
- (2) 登録を受けようとする外務員が規則第11条第1項各号のいずれにも該当しないことを当該外務員が誓約する書面
- (3) 登録を受けようとする外務員が、外務員資格試験等規則(以下「試験等規則」という。)第13条第2項第3号又は第4号に該当しないこと、規則第4条第1項第1号ロ又は第2号ロに定める一種証券外務員登録を受けていることを、当該外務員が所属する会員等の代表者が誓約する書面
- (4) 登録を受けようとする外務員が、外務員の職務を公正かつ適格に行うことができる知識及び経

験を有することを証する次に掲げるいずれかの書面の写し等

- イ 試験等規則に規定する外務員資格試験に合格した者
試験等規則第10条に規定する合格証書の番号
 - ロ 試験等規則に規定する外務員資格認定講習を修了した者
試験等規則第15条に規定する外務員資格認定講習修了証書の番号
 - ハ 試験等規則に規定する登録更新講習を修了した者
試験等規則第19条に規定する登録更新講習修了証書
 - ニ 前条第1項第1号又は第2号に規定する本会が特に認めた者
取扱要領Ⅰ. に規定する本会が認定した旨の書面
 - ホ 前条第1項第3号に規定する本会が特に認めた者
取扱要領Ⅱ. に規定する社内研修を修了した旨の書面
- (5) 登録の更新を受けようとする外務員が、過去に規則第14条の規定に基づき登録を取り消された者又は外務員の職務の停止を命じられた者である場合は、その処分（5年以内のものに限る。）の日、内容及び理由を記載した書面

（電子情報処理組織による登録申請等）

第4条 規則第8条第4項の「細則で定めるもの」は、次に掲げるいずれかのものとする。

- (1) 会員等の使用に係る電子計算機と本会の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、本会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- (2) 会員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて本会の閲覧に供し、本会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

（登録原簿の記載事項）

第5条 規則第10条第1項の「細則に定める事項」は、次に掲げるものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 登録の年月日
- (3) 規則第3条第1項の登録を受けようとする会員等の商号、名称又は氏名
- (4) 外務員についての次に掲げる事項
 - イ 住所
 - ロ 役員又は使用人の別
 - ハ 規則第3条第1項に規定する外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた会員等の商号、名称又は氏名及びその行った期間
 - ニ 商品先物取引仲介業を行ったことのある者については、その行った期間
 - ホ 規則第14条の規定に基づき外務員の職務の停止を命じられた者については、その処分の日、理由及び期間
 - ヘ 規則第15条の規定に基づき登録を抹消された者については、その処分の日及び理由

（合併等に伴う登録の移動における変更事項）

第6条 規則第13条の「細則に定める事項」は、前条第4号ハ及びニに掲げるものとする。

附 則

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成14年11月13日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 第4条の見出し、同条第2号及び第6条第2号を改正。第6条第5号及び第8条を新設。
- (2) 旧第8条を第8条の2として、見出しを改正し、第1号、第2号、第3号及び第4号を新設。
- (3) 様式3「外務員登録更新申請書」及び様式4「外務員登録事項変更届出書」を改正。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 第1条、第2条本文、第1号、第2号ロ、第3条第2号、第4条第2号、第6条第3号、第5号、第7条第1号、第5号、第8条の2第2号、第3号、第9条第1項、第2項、第10条、第11条、第12条、第13条本文、第1号及び第4号を改正。
- (2) 第6条第5号及び第6号を第6号及び第7号に繰り下げ、第5号を新設。
- (3) 第8条の2第5号から第7号を第6号から第8号に繰り下げ、第5号を新設。
- (4) 第13条第2号及び第3号を削除し、第4号を第2号に繰り上げ。
- (5) 第9条から第13条を第10条から第14条に繰り下げ、第8条の2を第9条とする。
- (6) 様式1から様式9を改正。
- (7) 様式9を様式10に繰り下げ、様式9を新設。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 第1条、第3条、第4条本文、第5条本文、第4号、第6条本文、第3号、第7条本文、第1号、第2号、第8号、第9号ロ、第8条、第9条本文、第2号、第4号、第14条を改正。
- (2) 第2条、第5条第1号、第3号、第5号、第6条第2号、第4号、第5号、第6号、第7号、第7条第3号、第5号、第6号、第9号イ、第9条第3号、第8号、第10条、第11条、第13条を削除し、順次繰り上げ。
- (3) 第2条、第5条第1号、第7条第5号、第7号ハを新設。
- (4) 様式1から様式9を様式1から様式6に改正。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 第3条第1号ロを削除し、これに伴い文字「イ」を消去。
- (2) 第3条第2号を改正。
- (3) 第7条の2を新設。

附 則

この改正は、平成27年6月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第2条本文、第3条本文、第2号、第4条本文、第1号、第5条第1号、第2号、第7条第5号、第7号イ、ロ、第8条を改正。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 第4条第2項を新設。
- (2) 第9条第5号及び第6号を改正。

附 則

この改正は、令和4年8月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 第2条第1項第3号、第2項、第5条第3号、第7条第6号を改正。
- (2) 第6条第3号を新設。

附 則

この改正は、令和5年12月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第3条、第4条第1項を改正。

附 則

この改正は、令和6年6月28日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 第4条第1項を改正。
- (2) 令和5年12月1日施行の附則を改正。

附 則

1. この改正は、改正の日（令和7年9月30日）から起算して6月を超えない範囲において本会の定める日から施行する。

2. この改正の施行の際現に改正前の細則第2条第2項及び第4条第2項の規定により会員が実施している社内研修は、この改正の施行の日において改正後の細則（以下「新細則」という。）第2条第1項第3号イからハの規定により本会の承認を得たものとみなす。

3. 2に定めるもののほか、新細則の施行に関し必要な措置は、本会会長が定めることができるものとする。ただし、当該措置を定めた場合には、速やかに理事会に報告するものとする。

（注1）改正事項は次のとおりである。

(1) 第1条を改正。

(2) 第2条の見出し、第1項柱書き、第1号及び第2号を改正、旧第3号を削り、第4号を第3号に繰り上げて改正、第3号イからハを新設、第2項を改正。

(3) 旧第3条から旧第5条を削る。

(4) 旧第6条を第3条に繰り上げ、第1項柱書き、第1号から第3号を改正、第4号及び第5号を新設。

(5) 第4条を新設。

(6) 旧第7条を第5条に繰り上げ、見出しを改正、第1号から第4号を新設、旧第1号及び旧第3号を第4号のイ及びロに改正、旧第2号、旧第4号から旧第7号柱書きを削り、旧第7号のイ及びロを第4号のハ及びホに改正、第4号のニ及びヘを新設、旧第7号のハを削る。

(7) 旧第7条の2を第6条に繰り上げ、改正。

(8) 旧第8条から第11条、様式1から6を削る。

（注2）附則1. の本会の定める日は、令和8年1月23日開催の第211回理事会の決定により、令和8年3月11日とされた。

「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則第2条に規定する取扱要領

「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則（以下「細則」という。）第2条第1項に規定する取扱要領を定める。

I. 細則第2条第1項第1号及び第2号について

1. 会員等からの申出

会員等は、役員又は使用人が、細則第2条第1項第1号又は第2号に該当する者として外務員の登録を受けようとするときは、あらかじめ当該役員又は使用人の氏名、年齢及び略歴を記載した書面に、業務経験を証明する書類を添付して申し出るものとする。

2. 本会の認定

本会は、会員等の申出を審査し、書面に記載された役員又は使用人について、細則第2条第1項第1号又は第2号に該当すると確認できたときは、当該会員等に対し、当該役員又は使用人について外務員の登録を認める旨を書面により通知するものとする。

この審査のため必要があると認めるときは、当該会員等に対して説明及び資料の提出を求めることができる。

また、本会は、役員又は使用人の業務経験の態様等を勘案し、会員等に対して、当該役員又は使用人について外務員資格試験等規則に規定する外務員資格認定講習を受講及び修了させるよう求めることができる。

II. 細則第2条第1項第3号について

1. 会員等からの申出

会員等は、細則第2条第1項第3号に規定する社内研修の受講を修了した役員又は使用人に外務員の登録又は登録の更新を受けさせようとするときは、あらかじめ次に定める事項を満たした社内研修を構築し、その内容を記載した書面に、必要な書類を添付して申し出るものとする。

2. 細則第2条第1項第3号イに規定する社内研修

(1) 研修内容

研修は、①商品先物市場に係る知識、②商品先物取引法令・諸規則に係る知識、③自社で取り扱う商品デリバティブ取引に係る知識について行うものとする。

(2) テキスト

本会で提供するテキストの内容を盛り込んだものとする。

(3) 研修の実施方法

研修の実施方法については、講師の選任、カリキュラム等その全般を実施する会員等において設定するものとする。

(4) 研修の修了要件

研修の修了要件については、研修の理解度を確かめるため、実施する会員等において研修終了後に理解度確認テストを実施し、その合格をもって修了とする。

理解度確認テストの実施要領については、実施する会員等が定めることとするが、10問以上の出題と正解率を7割以上に設定することが望ましい。

(5) 研修時間

研修時間は、上記の(1)及び(4)の記載内容に鑑み、研修内容の学習に十分な時間を設定することが望ましい。

(6) 研修の実施責任者

研修の実施にあたっては、実施する会員等において研修に係る責任者を定めるものとする。

3. 細則第2条第1項第3号ロ及びハに規定する社内研修

(1) 研修内容

研修は、外務員としてより一層の資質向上を図ることを目的とし、①商品先物取引法令・諸規則に係る知識、②商品先物取引に関する専門知識、③商業倫理について行うものとする。

(2) 研修資料

本会が実施する登録更新講習の内容を盛り込んだものとする。

(3) 研修の実施方法

研修の実施方法については、講師の選任、カリキュラム等その全般を実施する会員等において設定するものとする。

(4) 研修の修了要件

研修の修了要件については、研修の理解度を確かめるため、最低2時間の講習時間又は閲読時間を確保し、当該時間内に理解度確認テストを実施し、その合格をもって修了とする。

理解度確認テストの実施要領については、実施する会員等が定めることとするが、12問以上の出題と正解率を7割以上に設定することが望ましい。

(5) 研修の実施責任者

研修の実施にあたっては、実施する会員等において研修に係る責任者を定めるものとする。

4. 本会の認定及び本会への報告等

本会は、会員等の申出を審査し、書面に記載された社内研修が認定を受ける内容であると確認できたときは、当該会員等に対し、社内研修の受講を修了した役員又は使用人について外務員の登録を認める旨を書面により通知するものとする。

この審査のため必要があると認めるときは、当該会員等に対して説明及び資料の提出を求めることができる。

研修を実施した会員等は、その研修内容等について本会から求めがあったときは、これに応じなければならない。

附 則

この取扱要領は、制定した日（令和7年9月30日）から起算して6月を超えない範囲において本会の定める日から施行する。

（注1）附則の本会の定める日は、令和8年1月23日開催の第211回理事会の決定により、令和8年3月11日とされた。

（注2）この取扱要領の施行により、『「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則』第2条第2項に規定する社内研修の実施に係る実施要領、『「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則』第4条第2項に規定する社内研修の実施に係る実施要領は廃止された。

日商協外務員専門性向上認定要領

(商品取引所等商品先物取引関係諸団体が実施する講習又は試験の認定要領)

(目的)

1. 日商協外務員専門性向上認定要領は、商品取引所等商品先物取引関係諸団体（以下「主催者」という。）が実施する登録外務員等会員役職員の資質の向上等を目的とする講習又は試験に関し一定の認定基準を定め、当該講習又は試験の適正かつ円滑な実施を通じて登録外務員等の専門知識の向上等その資質向上が広範に図られることを促進することによって、委託者の理解度の促進による健全な受託業務を図り、もって、委託者の保護及び商品先物取引業界の信頼性の向上に資することを目的とする。

(対象となる講習等)

2. 講習又は試験は、以下の全ての項目を満たしているものとする。

(1) 認定講習

- ① 会員役職員の専門性等その資質の向上を図るものと認められる講習であること
- ② 修得効果が確保できる講習時間であること
- ③ 継続的に実施されるものであること
- ④ 受講した者の氏名（フリガナを含む）、登録番号（登録外務員のみ）及び受講日が確認できること
- ⑤ 主催者が、一定の専門的知識を得た者として修了証等の発行により認めていること
- ⑥ その他本会が必要と認める要件を満たしていること

(2) 認定試験

- ① 会員役職員の専門性等その資質の向上を図るものと認められる試験であること
- ② 修得効果を確保できる試験時間であること
- ③ 継続的に実施されるものであること
- ④ 主催者の合格基準に基づき合否判定が行われ、かつ、合格証等により専門的知識を有する者であることが証明されていること
- ⑤ 受験した者の氏名（フリガナを含む）、登録番号（登録外務員のみ）及び受験日が確認できること
- ⑥ その他本会が必要と認める要件を満たしていること

(申請手続き)

3. 主催者は、「認定講習」の認定を受けようとするときは「認定講習認定申請書」（様式1）に、「認定試験」の認定を受けようとするときは「認定試験認定申請書」（様式2）にその実施内容を記載した書面を添付して、本会に提出するものとする。

なお、認定された講習又は試験の内容等に変更が生じた場合についても、その旨を本会にその都度提出するものとする。

(認定)

4. 本会は、3.の申請内容からみて当該主催者の講習又は試験の内容が、2.のそれぞれの項目を満たしているものであり、かつ、本会が認定することが委託者の保護及び商品先物取引業界の信頼性の向上に資するものとして本制度の目的にふさわしいものと認めるときは、当該主催者の講習を「認定講習」として、同試験を「認定試験」として認定するものとし、その旨を当該主催者に通知

する（様式3及び様式4）ものとする。

（認定講習又は認定試験の報告）

5. 「認定講習」又は「認定試験」を実施した主催者は、「認定講習」にあつては2.(1)④の内容を、「認定試験」にあつては2.(2)⑤の内容を本会に報告しなければならない。

（認定の取消し）

6. 本会は、「認定講習」にあつては2.(1)の基準を、「認定試験」にあつては2.(2)の基準を満たさなくなったときは、その認定を取り消すものとする。

附 則

この要領は、平成17年5月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

（注）改正事項は次のとおりである。

6. を削除し、7. を6. に繰り上げ。

附 則

この改正は、令和元年5月1日から施行する。

（注）改正事項は次のとおりである。

3. の様式1及び様式2を改正。

4. の様式3及び様式4を改正。

「認定講習認定申請書」(様式1)

令和 年 月 日

日本商品先物取引協会
会長 殿

申請者名 _____ 印

代表者名 _____

〇〇の講習を「日商協外務員専門性向上認定要領」に規定する「認定講習」として認定されたく、申請します。

「認定試験認定申請書」(様式2)

令和 年 月 日

日本商品先物取引協会
会長 殿

申請者名 _____ 印

代表者名 _____

〇〇の試験を「日商協外務員専門性向上認定要領」に規定する「認定試験」として認定されたく、申請します。

「認定講習審査結果通知書」(様式3)

令和 年 月 日

日本商品先物取引協会
会 長

申請者名 _____

代表者名 _____

〇〇より申請があった講習を審査した結果、「認定講習」として認定することとしたので、この旨通知致します。

この後は、「日商協外務員専門性向上認定要領」の5に従い、所要の措置を講ずることとされたい。

「認定試験審査結果通知書」(様式4)

令和 年 月 日

日本商品先物取引協会
会 長

申請者名 _____

代表者名 _____

〇〇より申請があった試験を審査した結果、「認定試験」として認定することとしたので、この旨通知致します。

この後は、「日商協外務員専門性向上認定要領」の5に従い、所要の措置を講ずることとされたい。